

平成21年10月1日

公的年金等からの住民税の天引き

拝啓 社長殿 第33号

税理士 朝倉 令子

平成21年10月支給分の公的年金等から、個人住民税の納税方法が普通徴収から特別徴収に切り替わります。個人住民税は、その年の所得に対する住民税を翌年6月から納税する、という仕組みになっています。今までは、公的年金等の受給者は、個人住民税を年に4回に分けて自分で各市区町村や金融機関等において納めていましたが、平成21年10月からは、公的年金等の支払者である社会保険庁等が年金から住民税を天引きし、各市区町村へ直接納付する、という制度に変わるわけです。

天引きされる公的年金受給者は、

その年の4月1日において、65歳以上で、

その年度分の老齢基礎年金等の年額が18万円以上の公的年金等の受給者で、その年度の個人住民税について納税義務のある者

です。

ただし、平成21年の公的年金等の住民税の徴収は、6月と8月は普通徴収により納付し（自分で納めに行く方法）、平成21年10月支給分の年金から住民税が天引きされることとなります。ですから、10月以降支給される公的年金等の手取り額は、それまでより住民税分少なくなりますので、注意が必要です。



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

[info@asakura-office.net](mailto:info@asakura-office.net)